

第1回 都市計画の立案等に係る基礎的調査業務 公募型プロポーザル選定委員会 議事概要

1 日時

令和 6 年 4 月 17 日(水)午後 1 時から午後 2 時 30 分まで

2 場所

吹田市役所 高層棟 3 階 リエゾン 3

3 出席者

【委員】都市計画部長(委員長)、企画財政室長、都市魅力部次長、土木部次長、都市計画部次長
【事務局】都市計画部都市計画室職員

4 議題

- (1) プロポーザル選定委員会の概要について
- (2) 実施要領案について

5 議事概要

- (1) 事務局が出席者数の確認(委員 5 名全員出席)を行い、都市計画の立案等に係る基礎的調査業務公募型プロポーザル選定委員会設置要領第 5 条第 2 項に定める定足数を満たし、本会議が成立していることを確認した。
- (2) 各議題について、資料に基づき事務局から説明を行った。以下のとおり、各委員から意見があり、その意見を踏まえた実施要領案の修正については、各委員個別に確認することとなった。

【委員からの意見】

番号	項目	意見	事務局回答
1	同種業務実績について	同種業務実績書(様式 6)に記載する実績について、どの発注主体における実績であっても対象とすることが分かるような記載にしてはどうか。	どの発注主体における実績であっても対象とすることが分かるような記載に修正する。
2	審査評価項目について	第2次審査の評価内容「特定地域のまちづくりのケーススタディの進め方に対する提案」の評価留意事項について、検討過程の提案を評価するというのであれば、その旨が伝わるような記載に修正すべきではないか。	検討過程の提案を評価することが伝わるような記載に修正する。
3	審査評価配点について	第1次審査の加点項目の配点も公表するのか。	事業者に対して、重視する項目を示すため、加点項目の配点は公表することとしている。
4	スケジュールについて	提出される提案書の確認はいつ頃できるか。	事務局で事務的な確認をした後、第2次審査までに速やかに各委員に配布する。
5	プレゼンテーション・ヒアリングについて	プレゼンテーションでは、事業者は提案書に記載の内容のみを説明するのか、提案書に記載のない内容についても説明してもよいのかどちらか。事業者によって、認識の違いがあると公平に評価できないので、あらかじめ事業者を示しておくべきである。	募集要項に提案書等の内容に基づき、プレゼンテーションを実施する旨を記載しているが、プレゼンテーション前にも事業者に伝えるようにする。

このほか、軽微な文言の修正についての意見があった。